

## 第6次山形県教育振興計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 第6次山形県教育振興計画策定要綱（平成25年3月18日県教育委員会制定）第8の1に基づき、第6次山形県教育振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2 検討委員会は、県内各層の有識者20人以内の委員で構成する。

### (設置期間)

第3 検討委員会の設置の期間は、平成25年6月13日から平成26年9月30日までとする。

### (専門委員会)

第4 検討委員会の中に、専門的事項について調査、検討を行うため、次の専門委員会を設ける。

- ① 学校教育専門委員会
- ② 社会教育・スポーツ専門委員会

2 専門委員会は、検討委員会委員長が指名する者をもって構成する。

### (教育委員会)

第5 山形県教育委員会委員は、検討委員会及び専門委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。

### (意見聴取)

第6 検討委員会は、調査、検討のため必要がある場合は、教育関係団体などから意見を求めることができる。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。